


所管部課	総務部職員課	部長	阿部 晴彦			
件名	東大和市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要旨						
<p>(1) 改正理由 会計年度任用職員の期末手当の算定基礎となる任用期間について、東大和市における任命権者に任用される場合は通算されるように改正するものである。また、職の廃止及び名称変更により改正するものである。</p> <p>(2) 主な改正内容 ①期末手当の算定基礎となる任用期間について、「同一の任命権者に任命される期間」を、「任命される期間（東大和市における任命権者に任用される場合に限る）」に改める。 ②別表における「事務専門員」を削り、「スクールサポートスタッフ」を「スクール・サポート・スタッフ」に改める。</p> <p>(3) 施行日 令和3年4月1日</p> <p>(4) 影響及び効果 会計年度任用職員の期末手当の算定及び会計年度任用職員の職について適正化が図られる。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課による事前審査済						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。